

令和8年度 第1回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	寿都町物価高騰対策支援券発行事業	①物価高騰により地域住民の生活が困窮する中、町内で使用可能な商品券を全町民に対し発行し、町民の生活支援を行う。 ②商品券換金額及び発行に係る諸経費 ③【商品券15,000円×2,570人＝38,550千円】+【換金事務費300千円】+【振込手数料80千円】+【通信運搬費451円×1,550＝699,050円(再掲700千円)】+【封筒、用紙、トナー等需用費2,500千円】の商品券発行に係る経費に対し交付金を充当。 ④全町民	R8.4	R8.10
2	①食料品の物価高騰に対する特別加算	地域消費拡大推進事業	①物価高騰により地域住民の生活が困窮する中、町内における買物特典となるカードポイント5倍セールを行い、町民の生活支援及び消費喚起を図る。 ②補助金 ③2円×250,000P＝500,000円のポイント上乗せ分に交付金を充当。 ④全町民	R8.4	R9.3
3	④消費下支え等を通じた生活者支援	寿都町物価高騰対策事業(水道料減免)	①物価高騰により地域住民の生活が困窮する中、水道基本料金を減免し、町民の生活支援を行う。 ②水道基本料 ③一般1,100円×1,290件×12月＝17,028千円の水道料を減免するための負担分に対し交付金を充当。 ④水道契約をしている一般家庭。公共施設は対象外。	R8.4	R9.3
4	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	寿都町事業者物価高騰対策事業	①エネルギーや燃料費の高騰により中小企業や団体の営業が困窮する中、町として水道基本料を減免し支援する。 ②水道基本料 ③(一般1,100円×10件×12月)+(営業4,400円×72件×12月)+(団体4,400円×34件×12月)+(浴場18,400円×1件×12月)＝5,949,600円【再掲5,950,000円】の水道料を減免するための負担分に対し交付金を充当。 ④町内中小企業及び団体(国及び地方公共団体が運営する直接住民の用に供しない公共施設は交付対象外とする)	R8.4	R9.3